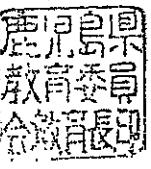


鹿教教第568号  
鹿教保第491号  
平成20年3月17日  
(教職員課・保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長  


公立学校における労働安全衛生管理体制の整備及び適正な勤務時間管理  
について（通知）

労働安全衛生法の一部改正により、平成20年4月から、常時50人未満の労働者を使用する事業場においても、長時間労働者への医師による面接指導が義務付けられることから、各市町村教育委員会においても所要の措置が講じられるよう平成19年12月18日付け鹿教保第422号で依頼したところです。

ついては、貴管下の各学校においてより一層適正な勤務時間管理に努めるとともに、安全衛生管理体制の整備に向けた取組がさらに推進されますよう、下記の事項を踏まえて指導してください。

記

- 1 校長は、自ら校務について種々の改善を行うなど、校務能率の向上への自覚を高めるとともに、職員一人一人の意識の向上を図ること。
- 2 校長は、勤務時間を超えて長時間に及ぶ業務が予想される場合、当該職員に事前に申出をさせるなど、職員の勤務の状況を十分に把握するとともに、校務の優先順位を意識し、計画的な職務遂行に努めること。
- 3 生徒指導の問題など今日的課題に対応するため、児童生徒と触れ合う時間を確保するとともに、校務処理の簡素化・合理化を図るなど、適正な勤務時間管理に努めること。
- 4 校長は、職員が気軽に相談できるようより一層配慮するとともに、長時間の勤務により疲労の蓄積が認められる職員に対しては、各市町村教育委員会が策定した面接指導実施要領に基づいて適切に対応すること。